

(令和2年第2回茨城県議会定例会)

少数意見報告(会議録から抜粋) (令和2年6月23日)

○中村はやと議員

6月18日に、防災環境産業委員会において、委員1名の御賛同を得て留保した少数意見について、会議規則第40条第1項の規定により、その内容を御報告いたします。

東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定について最も重要な点は、なぜ今回の署名活動が始まったのかということにあります。

県民の安全を確保していくという視点に立った際に、この原子力発電所の再稼働という問題に対して、茨城県議会で十分な議論が行われてきたのかと考えたとき、今回、この署名活動にかかわったほとんどの方々が不十分であると感じられたからであります。

だからこそ、県民投票に向けての活動を広げることによって、茨城県民全体でこの問題を考えようと、地方自治法の規定に正式に基づいて知事に直接請求された本条例案は、住民自治の観点から、茨城県議会として重く受けとめるべきであり、また、東海第二発電所の再稼働は、県民一人一人の命と生活に直結する問題であることから、県民の声を聞く方法の一つとして、本条例案に基づく県民投票を実施し、その民意が本県の政策決定に参酌されるべきであります。

今回の署名活動により集まった8万6,703名の皆様の署名簿は、茨城県議会にとっても、また、茨城県の未来にとっても余りにも重く、絶対に無視してはなりません。

県民投票条例制定に対し賛成し、また、いずれの採決の結果としても、この機会に茨城県議会内での原子力発電所に対する議論の活性化、ひいては勉強会や検討会を超党派で行っていくべきであります。

以上の意見があったことを御報告いたします。